

報告第15号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて
- 3 損害賠償の額を定めることについて

專決第 5 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年8月21日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記.

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 平成29年 7 月 20 日（木）午前11時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所北駐車場内
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 106,899円 也
事故の概要	相手方の車両が、豊岡市役所北駐車場から出るため移動しようとした際、駐車枠内に設置した車止めを固定する鉄筋杭が緩んで突起していたため、車両右前バンパーが鉄筋杭に衝突し、バンパーを損傷させたもの。 （過失割合 豊岡市7割：相手方3割）

専決第 6 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年 8 月 9 日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 平成29年 7 月 10 日（月） 午前11時15分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市九日市下町 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	金 72,360円 也
事故の概要	[REDACTED]職員が相手方隣宅へ [REDACTED]訪問した後、駐車場から左側にハンドルをきって道路に出る際、左側への注意確認が不十分であったため、同駐車場のブロックの載ったプラスチックの箱に接触し、隣接する相手方宅の駐車場のブロック壁を損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市 10 割)

專決第7号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年8月21日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	人身事故 平成29年6月13日（火）午前7時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市城崎町湯島634番 地先 市道湯の元神主谷線
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 7,960円 也
事故の概要	相手方が市道湯の元神主谷線に設置されている防護柵のチェーンに腰をかけたところ、防護柵支柱に固定してあったチェーンが外れ、約2.0m下の大谿川に転落し、右上腕部を打撲したもの。 （過失割合 豊岡市10割）

報告第16号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 平成29年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）

平成 29 年度豊岡市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,961 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,777,336 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 8 月 8 日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		17,007,342	7,461	17,014,803
	1. 地方交付税	17,007,342	7,461	17,014,803
15. 県支出金		2,926,102	5,500	2,931,602
	3. 委託金	211,864	5,500	217,364
歳入合計		47,764,375	12,961	47,777,336

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 農 林 水 産 業 費		1,771,078	1,403	1,772,481
	3.水 産 業 費	221,197	1,403	222,600
7. 商 工 費		1,273,125	1,000	1,274,125
	1.商 工 費	1,273,125	1,000	1,274,125
8. 土 木 費		5,960,775	5,500	5,966,275
	4.港 湾 費	10,220	5,500	15,720
9. 消 防 費		1,649,183	5,058	1,654,241
	1.消 防 費	1,649,183	5,058	1,654,241
歳 出 合 計		47,764,375	12,961	47,777,336

平成 29 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 2 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	17,007,342	7,461	17,014,803
15. 県支出金	2,926,102	5,500	2,931,602
歳入合計	47,764,375	12,961	47,777,336

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 農 林 水 産 業 費	1,771,078	1,403	1,772,481
7. 商 工 費	1,273,125	1,000	1,274,125
8. 土 木 費	5,960,775	5,500	5,966,275
9. 消 防 費	1,649,183	5,058	1,654,241
歳 出 合 計	47,764,375	12,961	47,777,336

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			1,403
			1,000
5,500			
			5,058
5,500	0	0	7,461

2. 歳 入

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 交 付 税	17,007,342	7,461	17,014,803
計	17,007,342	7,461	17,014,803

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
6. 土 木 費 委 託 金	24,808	5,500	30,308
計	211,864	5,500	217,364

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	7,461	特別交付税 7,461

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 港 湾 費 委 託 金	5,500	海岸環境整備事業委託金 5,500

3 歳 出

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 水産業総務費	178,323	1,403	179,726				1,403
計	221,197	1,403	222,600				1,403

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 観光施設管理費	174,117	1,000	175,117				1,000
計	1,273,125	1,000	1,274,125				1,000

(款) 8. 土木費

(項) 4. 港湾費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 港湾管理費	10,220	5,500	15,720	5,500			
計	10,220	5,500	15,720	5,500			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 災害対策費	66,552	5,058	71,610				5,058
計	1,649,183	5,058	1,654,241				5,058

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13. 委 託 料	1,403	漁港管理費 【農林水産課】 1,403 業務委託料 1,403 海岸漂着ゴミ撤去業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13. 委 託 料	1,000	竹野観光施設管理費 【竹野地域振興課】 1,000 業務委託料 1,000 竹野浜美化業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13. 委 託 料	5,500	海岸環境整備事業費 【建設課】 5,500 業務委託料 5,500 海岸漂着物処分業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	5,058	人件費 5,058 時間外勤務手当 4,680 管理職特別勤務手当 378

報告第 17 号

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.87)	— (16.87)	11.8 (25.0)	102.6 (350.0)

(注) () 書きは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7 条に定める数値である。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
太陽光発電事業特別会計	—	107,136 千円
水道事業会計	—	1,749,178 千円
下水道事業会計	—	1,823,662 千円
農業共済事業特別会計	—	142,981 千円

(注) 備考欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号及び第 3 号の規定による事業の規模を表す。

平成 28 年 度

豊岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

平成 29 年 8 月 21 日

豊岡市長 中 貝 宗 治 様

豊岡市監査委員 保 田 勇 一
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 升 田 勝 義

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

平成 28 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 28 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査に付された平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

3 審査の期間

平成 29 年 7 月 20 日から平成 29 年 8 月 18 日

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

	平成 28 年度	平成 27 年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.87	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.87	30.00
実質公債費比率	11.8	12.6	△0.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	102.6	112.5	△9.9	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「—」と記載している。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

	平 成 28 年度	平 成 27 年度	増減	経営健全化 基 準
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	20.0％
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0％
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0％
農業共済事業特別会計	—	—	—	20.0％

(注) 資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「—」と記載している。

2 総 括

(1) 今回の算定結果について

① 実質赤字比率

平成 28 年度の実質赤字比率は、一般会計等では 9 億 4,591 万円（うち前年度からの繰越金 8 億 6,149 万 3 千円）の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。なお、一般会計では、財政調整基金から 3 億 6,609 万円、市債管理基金から 1 億 7,291 万円、地域振興基金から 2 億 6,843 万円それぞれ繰入を行っている。

② 連結実質赤字比率

平成 28 年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で 55 億 4,848 万 7 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

③ 実質公債費比率

平成 28 年度の実質公債費比率は 11.8%で、前年度数値から 0.8 ポイント改善した。

④ 将来負担比率

平成 28 年度の将来負担比率は 102.6%で、前年度数値から 9.9 ポイント改善した。

⑤ 資金不足比率

公営企業会計における平成 28 年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

(2) 意 見

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率のうち実質公債費比率及び将来負担比率は、前年度数値からいずれも改善し、早期健全化基準（実質公債費比率 25.0%、将来負担比率 350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。また、合併特例制度である普通交付税合併算定替の段階的縮減が平成 28 年度から始まり、合併特例債の発行可能額も残り僅かとなっている現状からすると、今後は厳しい財政状況となるのは明白である。平成 29 年 5 月に作成された「豊岡市長期財政見通し」でもこのことは裏付けられている。

今後とも行財政改革や既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取り組みに努められたい。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、財政体質の一層の改善が望まれる。

審 査 資 料

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」「」……皆無又は該当数値なし
「0」………該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1. 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	☐ 一般会計 ☐ 診療所事業特別会計 ☐ 霊苑事業特別会計	↑ 実質 赤字 比率 ↓ ↑ ↑ ↑ ↑
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	☐ 国民健康保険事業特別会計(事業勘定) ☐ 国民健康保険事業特別会計(直診勘定) ☐ 後期高齢者医療事業特別会計 ☐ 介護保険事業特別会計	↑ 連結実質 赤字比率 ↓ ↑ ↑ ↑ ↑
公営企業会計	【法適用企業】 ☐ 水道事業会計 ☐ 下水道事業会計 ☐ 農業共済事業特別会計 【法非適用企業】 ☐ 太陽光発電事業特別会計	↑ 資金不足 比率 ↓ ↑ ↑ ↑ ↑
一部事務組合・広域連合	☐ 公立豊岡病院組合 ☐ 北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県市町交通災害共済組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	☐ 豊岡市土地開発公社(債務保証) ☐ 兵庫県信用保証協会(損失補償)	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。

2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。

法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

3 管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2. 健全化判断比率等の状況(総括表)

(1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位:%, ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	平成28年度	△ 3.29	△ 19.32	11.8	102.6
	平成27年度	△ 2.90	△ 17.48	12.6	112.5
	対前年度増減	△ 0.39	△ 1.84	△ 0.8	△ 9.9
早期健全化基準		11.87	16.87	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

(2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位:%)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	平成28年度	平成27年度	対前年度増減	
太陽光発電事業特別会計	△ 0.72	△ 7.39	6.67	20.00
水道事業会計	△ 155.58	△ 155.46	△ 0.12	
下水道事業会計	△ 59.89	△ 56.31	△ 3.58	
農業共済事業特別会計	△ 130.51	△ 125.27	△ 5.24	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。）に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	50,047,025	317,688	22,728
歳 出 総 額 ②	48,763,077	302,042	5,345
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,283,948	15,646	17,383
翌年度に繰り越すべき財源 ④	371,067		
実 質 収 支 額 ③-④	912,881 ア	15,646 イ	17,383 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

$$\text{実質赤字額 (ア+イ+ウ)} = \triangle 945,910 \text{ 千円 } A$$

$$\text{標準財政規模} = 28,711,442 \text{ 千円 } B$$

$$(A/B) \times 100 = \frac{\triangle 945,910 \text{ 千円}}{28,711,442 \text{ 千円}} = \triangle 3.29 \%$$

実質赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	平成28年度	平成27年度	増減額	増減率
標準税収入額等	11,625,918	11,286,551	339,367	3.0
普通交付税額	15,716,378	16,554,700	△ 838,322	△ 5.1
臨時財政対策債発行可能額	1,369,146	1,770,706	△ 401,560	△ 22.7
合 計	28,711,442	29,611,957	△ 900,515	△ 3.0

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			平成28年度	平成27年度	対前年度増減
一般会計等	一 般 会 計		912,881	833,529	79,352
	一般会計等に属 する特別会計	診 療 所 事 業 特 別 会 計	15,646	21,735	△ 6,089
		霊 苑 事 業 特 別 会 計	17,383	6,229	11,154
	小 計 A		945,910	861,493	84,417
一般会計 等以外の 特別会計 のうち公営 企業に係 る特別会 計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)		337,371	301,736	35,635
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)		7,503	6,704	799
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計		26,076	22,877	3,199
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計		230,649	156,807	73,842
	小 計 B		601,599	488,124	113,475
公営 企業会計	法適用	水 道 事 業 会 計	2,721,388	2,717,694	3,694
		下 水 道 事 業 会 計	1,092,199	930,061	162,138
		農 業 共 済 事 業 特 別 会 計	186,609	173,147	13,462
	法非適用	太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	782	5,665	△ 4,883
	小 計 C		4,000,978	3,826,567	174,411
合 計 (D=A+B+C)			5,548,487	5,176,184	372,303
標 準 財 政 規 模 E			28,711,442	29,611,957	△ 900,515

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

$$\text{連結実質赤字額(D)} = \triangle 5,548,487 \text{ 千円}$$

$$(D/E) \times 100 = \frac{\triangle 5,548,487 \text{ 千円}}{28,711,442 \text{ 千円}} = \triangle 19.32 \%$$

連結実質
赤字比率

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 平成28年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一 般 会 計	50,047,025	48,763,077	371,067	912,881
診療所事業特別会計	317,688	302,042		15,646
霊苑事業特別会計	22,728	5,345		17,383
一般会計等の計	50,387,441	49,070,464	371,067	945,910
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	11,216,423	10,879,052		337,371
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)	96,193	88,690		7,503
後期高齢者医療事業 特別会計	1,098,166	1,072,090		26,076
介護保険事業特別会計	8,808,988	8,575,524	2,815	230,649
特別会計の計	21,219,770	20,615,356	2,815	601,599

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
水道事業会計	2,932,410		211,022		2,721,388
下水道事業会計	1,811,753		719,554		1,092,199
農業共済事業特別会計	195,396		8,787		186,609
小 計	4,939,559		939,363		4,000,196

(単位:千円)

会 計 名	歳入額 (1)	繰越明許費等一 未収入特定財源(2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
太陽光発電事業特別会計	112,832		112,050		782
小 計	112,832		112,050		782
合 計	5,052,391		1,051,413		4,000,978

(注)「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)

E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)	6,381,057	6,872,067	7,153,607
一般会計等に係る公債費 a1	7,022,477	7,777,714	7,795,027
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2		264,227	
満期一括償還地方債の元金償還額 a3	641,420	641,420	641,420
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)	3,904,637	3,946,081	3,836,454
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1	116,903	116,903	116,903
公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,941,839	2,980,264	2,919,259
下水道事業特別会計	2,606,666	2,682,476	2,595,958
水道事業特別会計	335,095	297,702	317,362
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	78	86	27
宅地事業特別会計			5,912
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	843,254	825,063	778,380
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4		18,911	19,208
一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5	2,641	4,940	2,704
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)	207,998	231,403	280,463
国県等からの利子補給 c1		1,279	60,458
転貸債に係る元利償還金 c2	6,389	11,699	13,889
公営住宅使用料 c3	175,017	169,588	150,597
都市計画税充当額 c4	1,264	727	915
その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5	25,328	48,110	54,604
D 基準財政需要額算入額(=D1)	7,784,267	7,989,938	8,035,438
一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	7,784,267	7,989,938	8,035,438
事業費補正額 d1	2,465,172	2,608,404	2,691,827
災害復旧費等算入額 d2	4,613,370	4,683,082	4,662,682
密度補正算入額 d3	705,725	698,452	680,929
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)	28,711,442	29,611,957	29,440,041
標準税収入額等 e1	11,625,918	11,286,551	11,099,788
普通交付税額 e2	15,716,378	16,554,700	16,476,552
臨時財政対策債発行可能額 e3	1,369,146	1,770,706	1,863,701

<実質公債費比率の状況>

(単位:千円)

平成28年度 (単年度)	=	(6,381,057 + 3,904,637)	-	(207,998 + 7,784,267)	=	10.95910%
		28,711,442	-	7,784,267		
平成27年度 (単年度)	=	(6,872,067 + 3,946,081)	-	(231,403 + 7,989,938)	=	12.01001%
		29,611,957	-	7,989,938		
平成26年度 (単年度)	=	(7,153,607 + 3,836,454)	-	(280,463 + 8,035,438)	=	12.49339%
		29,440,041	-	8,035,438		

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

実質公債費比率
(3か年平均)

11.8 %

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

<実質公債費比率の推移>

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
19.4%	18.8%	18.3%	16.9%	15.5%	13.9%	12.6%	11.8%

【参考】類似団体等との比較(平成27年度決算)

総務省平成27年度財政状況資料に基づく。

区 分		実質公債費比率
兵庫県平均		8.5%
兵庫県内都市平均		8.4%
類似団体	兵庫県三木市	5.7%
	兵庫県高砂市	10.6%
	兵庫県たつの市	13.3%
	滋賀県高島市	11.3%
	滋賀県近江八幡市	4.0%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

(4)将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A : 将来負担額

B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)

C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)

D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

E : 標準財政規模 (28,711,442 千円)

F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (7,784,267 千円)

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

(単位:千円)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度	
A 将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)		124,689,452	127,457,475	127,347,792	
当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)		A1	61,802,820	62,038,777	62,532,578
一般会計	a1	61,736,240	62,030,845	62,204,896	
診療所事業特別会計	a2	66,580	7,932	8,876	
霊苑事業特別会計	a3			318,806	
債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)		A2	111,127	111,127	129,894
土地開発公社依頼土地買戻し	a4	111,127	111,127	110,983	
社会福祉法人の施設建設に係るもの	a5			18,911	
公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)		A3	43,831,993	46,113,832	47,460,463
水道事業会計	a6	3,735,004	4,112,377	4,383,177	
下水道事業会計	a7	40,096,572	42,001,163	43,077,080	
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	a8	417	292	206	
宅地事業特別会計	a9				
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)		A4	12,489,915	12,715,758	10,353,882
公立豊岡病院組合	a10	12,489,915	12,715,758	10,353,882	
退職手当負担見込額(=a11+a12+a13)		A5	6,446,658	6,477,981	6,870,975
一般職退職手当支給予定額	a11	6,222,138	6,227,069	6,570,924	
特別職退職手当支給予定額	a12	36,854	28,152	9,891	
退職手当組合積立不足額	a13	187,666	222,760	290,160	
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)		A6	6,939		
土地開発公社	a14				
第三セクター	a15				
その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会)	a16	6,939			
連結実質赤字額(=a17+a18+a19)		A7			
市会計	a17				
公立豊岡病院組合	a18				
北但行政事務組合他5団体	a19				

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町村交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
B	充当可能基金額(=b1~b11合計額)	19,359,861	17,408,459	16,416,441
	財政調整基金 b1	12,184,392	10,653,753	9,615,832
	市債管理基金 b2	4,181,921	3,855,973	3,768,137
	福祉基金 b3	1,196,630	1,196,630	1,196,630
	コウホリ基金 b4	67,232	88,207	86,477
	水と土保全対策基金 b5	30,000	30,000	30,000
	奨学基金 b6	146,830	140,542	120,869
	植村直己顕彰基金 b6	149,100	151,235	158,974
	被災者生活再建支援基金 b7	513,525	512,755	511,680
	国民健康保険財政調整基金 b8	266,938	228,090	474,528
	介護保険給付費準備基金 b9	198,734	170,508	100,494
	土地開発基金 b10	362,975	316,403	286,205
	その他の基金 b11	61,584	64,363	66,615
C	充当可能特定財源見込額(=c1~c8合計額)	1,295,604	1,427,545	1,971,792
	国庫支出金等 c1			
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等) c2	76,584	86,281	97,543
	公営住宅使用料 c3	1,139,382	1,292,999	1,442,959
	都市計画税 c4			35,394
	診療所収入 c5	63,680	7,933	8,876
	駐車場収入 c6	15,958	40,332	60,214
	湯島財産区特別会計繰入金 c7			8,000
	霊苑永代使用料 c8			318,806
D (=d1~d19合計額)		82,557,681	84,276,138	85,241,880
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	算 消防費 d1			
	道路橋りょう費 d2	386,505	542,783	727,051
	港湾費 d3			
	都市計画費 d4			
	公園費 d5	6,350	8,641	11,275
	下水道費 d6	26,848,840	27,870,686	28,856,925
	その他の土木費 d7	2,531	3,583	15,990
	小学校費 d8	509,277	606,634	724,326
	中学校費 d9	319,477	371,847	422,923
	定 その他の教育費 d11			
	社会福祉費 d12			
	保健衛生費 d13	7,437,196	7,775,343	8,067,648
	高齢者保健福祉費 d14			
	清掃費 d15	11,092	13,602	67,745
	費 農業行政費 d16	190,595	256,923	327,582
	林野水産行政費 d17	46,149	71,686	99,883
	地域振興費 d18	813,943	1,084,825	1,403,514
	公債費 d19	45,985,726	45,669,585	44,517,018
	目 災害復旧費	64,743	85,623	189,335
	内 辺地対策事業債償還費	185,438	20,715	52,183
	訳 補正予算債償還費	399,703	414,649	487,377
	財源対策債償還費	921,903	1,173,399	1,447,166
	減税補てん債償還費	454,552	543,385	630,993
	臨時財政対策債	18,768,036	18,520,108	17,756,254

				(単位:千円)		
区 分				平成28年度	平成27年度	平成26年度
こ の ま			東日本大震災全国緊急防災施設等償還費	2,724,878	2,649,181	1,848,595
			過疎対策事業償還費	2,566,258	2,431,725	2,765,116
			合併特例償還費	19,839,146	19,727,001	19,189,517
			その他の起債償還費	61,069	103,799	150,482

				(単位:千円)		
区 分				平成28年度	平成27年度	平成26年度
実質的な将来負担額(A-B-C-D)				21,476,306	24,345,333	23,717,679
市民一人当たりの実質的な将来負担額(A-B-C-D)				256	287	277

(参考) 住基人口(人) 83,943 84,823 85,749

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

<将来負担比率の状況> (平成28年度)

$$\text{将来負担比率} = \frac{124,689,452 - (19,359,861 + 1,295,604 + 82,557,681)}{28,711,442 - 7,784,267} = 102.6\%$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第1位を切り捨てしている。

<将来負担比率の推移>

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
202.3%	168.7%	153.4%	131.6%	120.5%	110.8%	112.5%	102.6%

【参考】類似団体等との比較(平成27年度決算)

総務省平成27年度財政状況資料に基づく。

区 分		将来負担比率
兵庫県平均		62.1%
兵庫県内都市平均		63.6%
類似団体	兵庫県三木市	43.1%
	兵庫県高砂市	63.0%
	兵庫県たつの市	45.1%
	滋賀県高島市	71.9%
	滋賀県近江八幡市	-

充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから、将来負担が無い。

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4. 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 2,721,388	△ 2,717,694	△ 2,730,999
流動負債	a	1,047,716	1,188,859	1,055,621
控除企業債等	b	824,062	835,827	815,091
控除引当金等	c	12,632	11,566	11,308
流動資産	d	2,913,466	3,043,165	2,937,370
貸倒引当金	e	18,944	15,995	22,851
事業の規模(営業収益の額)	B	1,749,178	1,748,096	1,745,958
A/B×100		△ 155.58	△ 155.46	△ 156.41
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 1,092,199	△ 930,061	△ 721,072
流動負債	a	4,026,291	3,980,412	4,172,470
控除企業債等	b	3,297,948	3,191,119	3,161,494
控除引当金等	c	8,789	9,425	9,377
流動資産	d	1,797,868	1,695,370	1,706,142
貸倒引当金	e	13,885	14,559	16,529
事業の規模(営業収益の額)	B	1,823,662	1,651,569	1,613,421
A/B×100		△ 59.89	△ 56.31	△ 44.69
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○農業共済事業特別会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 186,609	△ 173,147	△ 167,745
流動負債	a	12,934	12,834	17,814
控除企業債等	b			
控除引当金等	c	4,147	4,327	8,934
流動資産	d	195,396	181,638	176,599
貸倒引当金	e		16	26
事業の規模(営業収益の額)	B	142,981	138,211	142,756
A/B×100		△ 130.51	△ 125.27	△ 117.50
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計 [法非適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成28年度	平成27年度	平成26年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 782	△ 5,665	△ 3,117
歳出額	a	112,050	74,088	62,612
算入地方債	b			
歳入額	c	112,832	79,753	65,729
繰越明許費繰越額	d			
未収入特定財源	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	107,136	76,617	65,727
$A/B \times 100$		△ 0.72	△ 7.39	△ 4.74
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

報告第 18 号

放棄した債権の報告について（一般会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成 26 年条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

債権放棄調書（健康福祉部 社会福祉課）

債権の名称・種類	災害援護資金貸付金		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※死亡	1	5	220,760
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		1	5	220,760

債権放棄調書（健康福祉部 社会福祉課）

債権の名称・種類	生活小口資金貸付金		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※行方不明	12	12	269,000
	※死亡	2	2	35,000
	※破産	1	1	29,000
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		15	15	333,000

債権放棄調書（健康福祉部 社会福祉課）

債権の名称・種類	出産費貸付金		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※行方不明	5	5	381, 043
	※死亡	1	1	74, 070
	※転出	1	1	89, 771
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		7	7	544, 884

債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	市営住宅使用料		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮) 第 2 号(破産法) 第 3 号(消滅時効) 第 4 号(限定承認) 第 5 号(法的処理後) 第 6 号(徴収停止後)		1	22	406, 200
		0	0	0
	※行方不明	3	48	985, 620
	※死亡	2	29	520, 700
	※生活困窮	10	382	7, 792, 550
		1	40	638, 500
		0	0	0
		0	0	0
合計		17	521	10, 343, 570

債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	市営住宅共益費		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※生活困窮	3	66	132, 000
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		3	66	132, 000

債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	住宅新築資金貸付金		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		2	201	3,749,574
第 3 号(消滅時効)	—	0	0	0
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		2	201	3,749,574

債権放棄調書（教育委員会 教育総務課）

債権の名称・種類	学校給食徴収金		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※生活困窮	1	25	793,697
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		1	25	793,697

報告第 19 号

放棄した債権の報告について（水道事業会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成 26 年条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	水道料金		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	水栓数 (人数)	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※行方不明	38	131	412,018
	※死亡	10	40	36,531
	※破産	4	13	48,530
	※倒産	4	13	25,584
	※転出	52	212	369,347
	※その他	9	26	36,153
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		117	435	928,163

債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	統合簡水加入金	私債権		
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※死亡	1	1	80,000
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		1	1	80,000

債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	受託工事収益		私債権	
債権放棄年月日	平成 29 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※徴収停止後	1	1	29,875
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		1	1	29,875